令和7年5月13日

茨城県小美玉市鶴田１２７７番地２

株式会社一昇金属　　殿

特定金属類取扱業の許可（更新）の通知について

特定金属類取扱業許可番号

茨城県公安委員会許可
第　1172500028　号

許可の有効期間

令和7年(2025年)　5月13日　から
令和12年(2030年)　5月12日　まで

ホームページ掲載用
第三者へ提出無効

注意事項

1　本通知書には保管や掲示等の義務はありません。本通知書の再発行は致しかねますので、通知の内容についてはご自身でお控えいただくようお願いいたします。
2　営業を開始する際には、条例及び公安委員会規則により定められた標識を作成の上、県内に所在する営業所ごとの公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。
3　許可の有効期間は５年間です。許可の有効期間を過ぎても営業を継続する場合には、有効期間の満了の日までに主たる営業所を管轄する警察署に対して許可更新の申請をする必要があります。
4　条例及び公安委員会規則により定められた事項に違反した場合には、刑事罰又は行政罰若しくはその両方が科される場合があります。

条例の詳細については下記の茨城県警察HPをご覧ください。

IBARAKI POLICE 茨城県警察

茨城県警察HP
手続・申請
特定金属類取扱業

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a06_shinsei/metal/procedures.html